

豊前国の中世城郭について

—— 在地勢力の動向 ——

中村修身

一 はじめに

福岡県東部及び大分県北部は豊前国にあたる。この地方を三〇数年間に亘り、中世後半の軍事施設としての城郭の分布および縄張り調査をおこなってきた。その成果として、中世後半に約三〇〇箇所の城郭が造られていることを把握できた。さらに、郭、畝状縦堀群、切岸、石垣、横堀（水堀）や土塁などの防備施設が設置されていた中世城郭は、その規模から大規模城郭、中規模城郭、小規模城郭に分類できることが分かってきた。

近世城郭が政治の場（行政施設）、都市的な生産の場、生活の場としての性格を持つことに対して、中世城郭を戦争施設と位置づけ、守護大名ないしは戦国大名側の視点から本城、戦略的城郭、戦術的城郭にあてはめ、その役割について説明を試みた^{註1}。これは大友氏や毛利氏と言った戦国大名権力同士の戦いと言う視点として有効であるが、戦国大名権力と戦った勢力（在地勢力）と言う視点が欠けているように思われる。

このこと抜きには、城郭の中で最も多数造られた小規模城郭と中・小規模館を位置づける事はできないし、また、中世末期の動向を把握するうえでも重要である。言い換えると、中世後半は土地をめぐる諸制度が極度の矛盾をきたし、土地を生産の基盤とした在地勢力と生産の基盤を土地から切り離された勢力（大名、武士団⇨常備軍、商人、職人など）が日本各地で激突している。この観点から、土地と密着した在地勢力の動向をつかむには、小規模城郭の実態の把握と説明が重要である。城郭

研究の現時点では、在地性を論ずるとすれば、城郭と在地（農村集落）の関係、特に在地に造られた「中・小規模な館」の実態を明らかにすることが焦点となる。

二 館について

館といえば普通、守護大名や戦国大名たちの大規模な館（府内大友館、山口大内館など）が良く知られ取り上げられている。一方、農村部に残る中・小規模な館については取り上げられることは少なかったため、ここでは各地に所在し、宅所、居館、里城などとも呼ばれる中・小規模な館に焦点を当てて論ずることとする。

中世の領主館の研究は、遺跡や地名や古文書などそれぞれの研究で実態の把握に力が注がれている。^{註2}

まず、地名を見てみよう。豊前地方では居屋敷、奥屋敷、太郎屋敷、次郎屋敷、元屋敷、鍛冶屋敷、外屋敷、新屋敷、角屋敷など多様な屋敷地名がある。街道筋に屋敷地名が多数あること、田畑に対する居住空間としての屋敷の場合など多様な意味の場合がある。屋敷地名の数の多さを考慮すると屋敷地名は田畑に対する居住空間（豊前地方では家の建っている一区画の土地）を示すもので、屋敷地名があるからといって卓越した館（在地領主の館）と即断することは避けたい。したがって、屋敷地名の中から中世の在地領主の館を選別するには地名の更なる検討を要する。

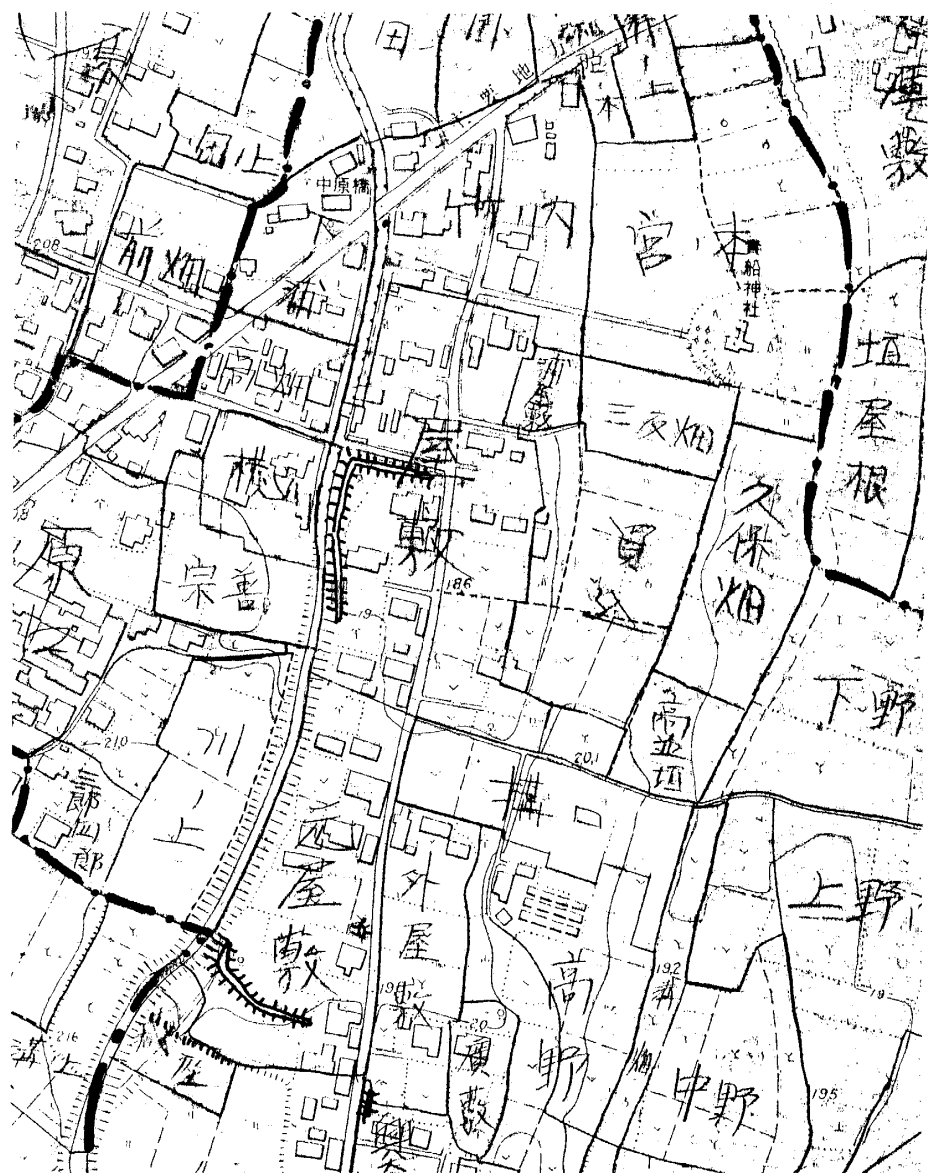
ここでは、字図より抽出した屋敷関連地名の現地調査を行うことによつて、卓越した館を抽出することとした。その結果、一辺が三〇メートル程度で堀（溝）がめぐる区画と、一辺が五〇〜八〇メートル前後で堀・土塁がめぐる区画があることを確認することができた。前者は比較



第1図 中敷田館（松右エ門屋敷）周範に方形区画がみられる S=1/2500

青花碗、青花皿、すり鉢、握ね鉢、碗、石臼、備前大甕、硯などの生活遺物を出土することなどから館とした方がよい。むしろ、土塁や水堀で治安維持が図られていることに注目し、普通の屋敷より政治性経済性を持っていると言える。その規模は五〇〜八〇メートル前後と大友館や大

的多数存在することが確認できた。しかも、後者に近接して分布する場合が多い。後者は数が少なく、一村落到一つ、場合によっては二ないし三の村落に一つ程度しか確認できない。前者は幅広い人々の屋敷で、後者は在地領主の館として区別することができると考えられる。在地領主の館は宇佐郡（宇佐市）中敷田城や宇佐郡（宇佐市）広崎城、仲津郡（犀川町）西郷城、上毛郡（豊前市）大村宅所、築城郡（築城町）溝口館などがある。これらは従来、方形ないしは長方形の単郭で横堀（水堀）と土塁などで防備されていることから城郭として捉えられる傾向が強かったが、概して農村集落と密接な位置に立地し、



第2図 廣崎城 (廣崎館) 囲辺字名 S=1/3000

内館より小規模ではあるけれど、大友館や大内館と同じで生活と経済的
政治的活動を行う館であり、戦争施設としての城郭と区別して日常生活
や生産の拠点を治安維持のために防備した施設とみることが出来る。あ
えて言えば、中・小規模館と大友館、大内館との違いは在地性である。
ここで中・小規模館の具体的実例を二例紹介し、その在地性を明らか
にしたい。

宇佐郡宇佐市中敷田は中世遺物が広範囲に分布している。さらに、一
辺が三〇メートル程度の方形区画の地割を堀で囲った屋敷地が複数見る
ことができる。その中に一辺が八〇メートルの方形区画を基調とした地
割を堀・土塁で防備した中敷田館^{註4}があり、(図6-3) 集落が形成さ
れていたことが診て取れる。又、明らかに中敷田館は周囲の屋敷より卓
越している。(図1) 集落の周辺は水田が広がり、微高地には桑畑が広
がっていた。

廣崎館(廣崎切寄、廣崎城とも呼ばれている)は
宇佐市大字中原字屋敷および元屋敷に所在する。(図
5-5) 損傷がひどいが長方形区画の三方を土塁と
堀で防備され、道側には堀はなく土塁のみで防備さ
れた館である。この土塁と堀に防備された長方形区
画館のなかに字元屋敷がある。廣崎館の周囲にも字
浦屋敷、字奥太郎屋敷および字外屋敷など屋敷地名が
みられ、小規模ながら方形区画の地割りが見られる。
廣崎館を中心として一定の集落が形成されていたこ
とが分かる。廣崎館は駅館川から取水した平田用水
を堀として利用し、かつ駅館川左岸宇佐平野の水利
を掌握しており^{註5}、農業生産に根ざしていたこと
を示している。(図2)

以上の二例はこの地域の一般的な館の例であり、
在地に根を張った勢力の存在を知らしめる遺跡と位
置づけることができる。

三 本城について

十六世紀後半において豊前国の守護職は豊後国の守護大友氏が兼ねている。大友氏は本拠地豊後国府内に政治の場であり生活の場である大友館と本城であり詰城（軍事施設）でもある高崎城とで支配体制を形成していた。従って大友宗麟は豊前国の守護であつても豊前国内に居住することはなく、豊前国内に館を持つこともなかったし、本来の意味での本城も見当たらない。しかし、毛利氏と大友氏の軍事的競り合いのなか一大戦略拠点として大規模城郭を造っている。大友方は宇佐郡（院内町）妙見岳城、京都郡（行橋市）馬ヶ岳城などを持っている。一方、毛利方の一大戦略拠点は、京都郡（菊田町）松山城、企救郡（北九州市小倉北区）小倉城や企救郡（北九州市門司区）門司城が造られ、維持されている。さらに、豊前国の統治には守護代や城督（馬ヶ岳城、妙見岳城、松山城、小倉城や門司城）を任命派遣している。

大規模城郭を守備するために多数の兵員を要し、在地勢力のみでは支えきれず、戦国大名権力に裏打ちされた他所から動員がなされている。例えば馬ヶ岳城は田原氏など国東郡衆や宇佐郡衆が動員されている。門司城は周防衆や長門衆が多数動員されている。

四 中規模城郭

中規模城郭を戦国大名の戦略的施設と位置づけたが、果たして、中規模城郭の中に在地性を示す要素はないのか。残念ながら現段階での城郭の縄張り研究において、在地勢力の守りの城と外部勢力（戦国大名権力）側が在地勢力を攻めるための城を区別することはできない。城郭と館の組合せを見出すことが一つの手立てとなると考えて、館の調査を実施しているが、その成果は後で述べるとして、ここでは文書史料や立地など

から城郭の在地性非在地性を探つて見ると、長野氏の企救郡（北九州市小倉南区）長野城（図3-1）、同大三岳城（図3-2）、同小三岳城（図3-3）、城井氏の仲津郡（犀川町）神楽城（図3-4）、田川郡（添田町）岩石城、佐田氏の宇佐郡（院内町）佐田城（図4-1）などが在地勢力の守りの城に当たり、外部勢力（戦国大名権力）側が在地勢力を攻めるための城は京都郡（勝山町）障子ヶ岳城（図4-2）、企救郡（北九州市小倉南区）宮尾城（図4-3）などを挙げることができる。館は前者と密接な関係を持っている。

ア) 在地勢力の守りの城

畝状堅堀群で有名な長野城は企救郡長野を中心に企救郡南部を勢力基盤とした国人衆長野氏の主要な詰城である。長野城は国人衆の詰城としては比較的規模が大きいだけに、長野氏の軍事力の大きさ、動員力を示しものと評価できる。この動員のなかに他所の者たちが含まれているだろうことは想像に難くない。他所の者たちは彼らなりの目的があるにせよ、長野氏の応援であり、長野城（長野氏）の在地性を主張するのに何の支障もない。^{註6} 在地性と言う観点から重要なことは、長野城と言う軍事施設と同時に里城を持っていることである。長野氏の里城の所在地確認には到っていないが、里城とは横堀と土塁で治安防備された館のことで、国人衆の生活と生産の場を治安維持する施設である。すなわち、在地領主は詰城と館をもつて在地を治め守る仕組みが見られる。

イ) 外部勢力が在地勢力を攻めるための城

外部勢力が在地勢力を攻めるための城の例を障子ヶ岳城と宮尾城の場合で述べることにする。

障子ヶ岳城は京都郡勝山町大字上野集落の西、標高四二七メートルの障子ヶ岳頂に所在している。京都郡と田川郡境に位置し、八個の郭があ

る。郭を防備する土塁は良く発達している。城内への通路や小口が造られている。堀切より南側にある二個の郭などは古い形態が残っている。その外は天正十四年に改修されたものである。

以上の縄張り説明だけでは、障子ヶ岳城の在地性が薄い城郭であることに對しての納得は得られない。あえて言えば、非在地性を証明する材料として山城に付随する館の存在が認められないことを挙げるができる。そこで、非在地性の論拠として次の三の文書の内容を紹介しておく。

大内政弘の花押

御上洛候間我ら事可致御供之由存候処障子ヶ岳御城番之事被仰出候、雖不及申子細候、今度者可致供心中に候、然者御城番之事子候三郎四郎勤仕させ、私事供奉仕度候御帰参之由承候内々預御心得候者可畏入候恐々謹言

(長享元年) 壬十一月二日

国親 (花押)

神代次郎兵衛門尉殿

長享元年十一月二日付のこの書状^(註)は、障子ヶ岳城のある京都郡とは遠く離れた企救郡の東部(北九州市門司区)を本拠地とする門司親国から周防国の在神代次郎兵衛門に宛てた書状であり、大内政弘の上洛の御供と門司氏の障子ヶ岳城勤番の取り扱いが記されている。

つぎの文書^(註)は大永二年三月付左衛門尉名のある『就宇佐宮御作事方条々御法度事』の一部である。

「大永二年三月御作事方 御法度書 廿三番」

就宇佐宮御作事方、條々御法度事

(中略)

一内封四郷 封戸 向野 高家 辛嶋 普請夫定役在之 この外社官衆

領事 先年妙見尾御城誘おほせ付らるゝ時 彼儀御免二をひてハ 社用夫事可致馳走之由 雖被申 いまに社用をも無沙汰候 於已後者 郡使裁判に任て 可被逐其節 若猶其実なきにをひてハ 別段之儀を可被仰付事

(中略)

一字佐郡中武領就社用之人夫以下 在々所々無沙汰二をひてハ 一段可被仰付 殊院内衆御在京御留守以来 御神用延夫難渋之段 無其謂 既障子岡御城御所勤の所を 近年ハ社用に被付之上ハ 向後社用夫堅可申付也 若猶難渋にをひてハ 如元御城誘可被仰付事

(中略)

以上 [被力]

右御法度 條々堅固致相定訖 守此旨 云社家云武家 可專造營之功若於違背之仁者 注進一途可被成御下知之由 所仰如件

大永二年三月 日

左衛門尉

この文書には宇佐宮の作事に関連する約束事を記している。文中の障子岡御城とは京都郡障子ヶ岳城のことであり、障子ヶ岳城の勤番が宇佐郡衆に課せられていたことが分かる。

つぎは天文元年三月八日付けで、沼間敦定から長岡実勝に当てた書状^(註)である。

父大炊允盛真以来遠田石見守弘常令随逐 亀尾御城并妙見尾 殊近年障子岳在城之儀 至去年享祿四 被逐其節之通 興兼言上之次第具致披露候 神妙之由被仰出候 此等之趣猶對興兼令申候 何様追而可被成御感之由 得其心可申之旨候恐々謹言

(天文元年) 三月八日

(沼間) 敦定 判

長岡大炊允(実勝)殿

豊前国の国人衆ではない長岡実勝氏に対する障子ヶ岳城勤番のことが記されている。差出人も大内奉行衆の沼間敦定である。

以上の三通の史料は年代的にはやや遡るが、障子ヶ岳城を維持、守備したのは、大内勢でも京都郡および田川郡以外の国人衆が多数宛てられており、在地性の乏しい城の証拠と言うよう。

もう一例、企救郡(小倉南区)宮尾城註の場合について検討してみよう。

永禄十一年に、毛利勢は大友氏が支援する豊前国規矩郡の国人衆長野氏を攻撃し、規矩郡から追落とした年である。この時、長野氏は支配領域(在地)の規矩郡内に長野城、三岳城と京都郡等覚寺城などで、仁保隆慰率いる毛利勢に応戦している。仁保隆慰率いる毛利勢は三岳城と等覚寺城、長野城の通路に当たる規矩郡宮尾城を戦略的要とし長野氏を攻めた註。結果はおもわしくなく、毛利方仁保隆慰は門司城へ敗走するが、宮尾城は在地領主(長野氏)を攻めるため長野領内に毛利方が造った中規模城郭で、非在地性の城であることを十分に示している。

五 小規模城郭

十六世紀後半になると、農業生産の基盤である地方のあちらこちら(在地)に二五〇近くの小規模城郭が造られる。小規模城郭は、切寄、掻場、端城、半城、砦、保障などと呼ばれてきた。これらもその用途から分析すると在地勢力の守りの城と外部勢力(戦国大名権力)側が在地勢力を攻めるための城、それに館とに区別することである。在地勢力の守りの城と外地勢力の攻めの城は、一ないしは三個程度の郭を腰郭、横堀、土塁、堀切、時に畝状堅堀群が敷設されている。外地勢力の攻めの城と

在地性を持つ城を構造面(縄張り研究)から識別することは容易でないが、両者の歴史的役割(在地性)はまったく異なり、区分することが中世末期の動向を正確につかむことにつながる。それを区別するには館との関係を検討することが有効である。従来、館を城郭と混同して取り扱われてきた理由は、館事体が、城郭と同様に堀や土塁などの治安維持施設を持っていること、さらに、攻める側は、常時生産・生活する館を襲う方が効率的であり、実際に館(宅所)を軍事攻撃の目標として奇襲した例は多数註見られる。このことが、軍事目的の城と混同された遠因ではなからうか。

治安維持のための土塁・水堀で防備されている館の存在は在地勢力の中心施設を示すものとして留意に値する。小規模城郭の非在地性、在地性は、館との組み合わせを検討することによって判断することが可能と考える。

ア) 外地勢力の城

永禄十一年の毛利氏の長野退治の折には、毛利勢及び長野勢の戦略的城郭(毛利方宮尾城と長野方長野城、三岳城)のほかに小倉南区三谷地区周辺には小舟山城、水ヶ手城、宝積寺城、志井城、高野城、三角山城、吉川城など小規模城郭の存在が知られている。このうちの豊前国筑前国境にある三角山城と吉川城(図5-12)は毛利方の攻めの城との言い伝えがある。三岳城を攻める時に、小三岳城と大三岳城を繋ぐ尾根筋で三岳城の背後の高地に当たる豊前国筑前国境の位置に小規模でも城郭を造ることは極めて有効であることを考えると、三角城と吉川城が毛利方の城という伝承は、歴史の一面を伝えていると考えられる。つまり、三角城と吉川城は三岳城を攻める為だけに造られた城で在地性のない城の代表である。

在地性のない城の例をもう少し紹介して思う。

新吉富町姫隈城は天正十五年豊臣政権下の黒田統治に反対して決起した豊前一揆に際して、それを制圧する目的で黒田勢によって造られた小規模城郭(全長約二〇メートル、単郭、横堀で防備されている)である^註。このほかにも一揆鎮圧のために黒田勢が作った築城郡(築城町)萱切城(図5-3)、築城郡(築城町)赤旗城(図5-1)なども非在地的の城に当たる。

イ) 在地勢力の守りの城と館

光岡城は宇佐市大字赤尾字光岡に所在する赤尾氏の持ち城として知られている。赤尾村落の裏山にある光岡城は全長約八〇メートル、幅約四〇メートルの単郭を土塁と横堀で防備した小規模城郭で、外地勢力の攻めの城と形態から区別することは難しいけれども、光岡城の場合、館との関連を明らかにすることで在地性を傍証することが出来る。

文書^註によると、光岡城は、天正七年城井、長野らの国人衆が赤尾宅所を襲撃したおりに切寄の存在も記されており、赤尾氏は小規模城郭と麓の農村集落内の宅所で支配下の集落を守っていた事が分かる。

同様の在地の治安確保の例は、弘治二年大友勢に攻め落とされた国人衆山田氏の上毛郡(豊前市)山田城(櫛狩屋)と山田宅所をはじめ宇佐郡(宇佐市)中敷田館と下敷田城^註、仲津郡(犀川町)西郷館と大坂城などでも見ることが出来る。

その結果、従来取り扱われてきた守護大名や戦国大名の巨大な館のみならず在地領主たちも土塁や堀で防備した館と小規模城郭(詰城)を持つており、これらで在地の権利を守つたと、言える。

エ) その他の在地勢力の城について

ここで、この項目を取り上げたのは、農村集落の中に館をもつていないが、農村集落と密接な関係が見て取れる城がある。例えば、宇佐市丸

尾城、同和気城、宇佐市宮熊城、上毛郡松尾切寄等は農村集落と密接な位置関係にある。

丸尾城(図5-7)は宇佐市大字清水字丸尾集落裏山の頂の標高約三〇メートルに所在する。山頂部の郭群は一辺が約七〇メートルのほぼ方形である。郭直下の山腹に幅約三メートル前後、深さ一メートル前後の薬研堀が郭の四方をめぐっている^註。丸尾城は、郭がほぼ方形になることを考慮すると天正十年代の築造と考えられるけれど、方形の郭を囲む堀は古い形態を残している。丸尾城は集落との距離や山の高さなどから、居住性は認め難く、丸尾集落の詰の城とみられ、在地性を強く感じる。

和気城(図5-4)は宇佐市大字和気字城山に所在する。全長五〇メートルと小規模で、土塁を廻らした郭、腰郭それに堀切が設けられている。和気集落に近接した裏山(城山)に造られ、農村集落とのつながりを強く感じさせる。

宇佐市大字宮熊字城に宮熊城(図6-3)が造られている。比高六、十メートルの台地先端部に台地を切断する堀と台地の裾を取り囲む水堀が特徴的であり、決して大きな城ではない。この城の特徴は城に近接して宮熊集落があることである。宮熊集落からは中世の陶磁器が採集できること、字に植(上)、奥、中、前、屋敷、池本、城などが残っている。城はまさに宮熊城そのものであり、池元には湧水池の痕跡が残っている。植(上)、奥、中、前は村役の名残であろうか。ここで留意したいのは、屋敷地名が残っており、約五〇メートルの方形区画ではあるが、土塁・水堀で囲まれてはいない点である。これからみて、卓越した指導者の館とは言い難く、村の有力者層の屋敷とみるべきであろう。つまり、宮熊城は国人領主のもつ城とことなり、村の城としての性格を持つていていると考える。

丸尾城、和気城、宮熊城に関連して農村集落に卓越した領主の館はみ

られないことを考慮すると、藤木久志氏が提起した村の城^{註1}としての性格をもつものであるうか、いづれにしても在地勢力の城^{註2}である。

最後に、宗教集団について述べておこう。

松尾切寄は上毛郡大平村松尾山に所在が伝えられている。『太宰官内志』の松尾医王寺の項に「天正八戊寅年野中真兼領内起干戈本堂式地俄撞切寄」と記している。松尾山は修験関連の遺跡が多数残っていることや切寄と称されている如く小規模城郭であることを考慮すると、この切寄は在地の宗教集団が自らの安全確保のために造ったものと考えることができる。

六 まとめ

城郭のもつ戦争施設としての側面から城郭を分類し、その対時関係を明らかにすることに勤めた。その鍵概念として、居住、生産施設の代表的施設で農村集落と密着した館の存在に着目し、さらに、土塁や堀などで防備され施設の一部に軍事施設としての城郭と同様の造りを施している館は在地に点在する小規模城郭と組み合わせる外部勢力から在地(農村集落)を守る軍事施設としての役割を果たしていたことを明らかにできたことは、大きな成果である。

さらに、在地性、非在地性と言う概念は、農村を中心とした勢力の武装を、戦国大名や常備軍化した武士団、町人などの勢力によって解体される一過程を明らかにする際にも使える概念としても有効である。この意味からも、今後、在地性、非在地性の概念の検討が要請されるであろう。

文末になったが、当論文を書くにあつて次の方々のご支援ご教示を頂

いた、お名前を記して感謝意を表します。白峰旬先生を初め諸先生には発表の場を頂、深く感謝しています。

小川賢、小川秀樹、米田鉄也、山崎龍雄、片山安夫、中原博、隈部俊明、篠原浩之、佐藤良二郎、塩浜浩之、村上勝郎、渡辺康幸、谷口俊治、木村達夫

註

註1 中村修身『中世城郭研究第一七号』中世城郭研究会二〇〇三

また、馬部隆弘氏の(城郭支配政策から見た戦国期毛利氏の権構造)『中世城郭研究論集』二〇〇二年は、文献を駆使した論文である。そのなかで「大名の領国支配をなんらかの形で体现する権力装置・武力装置としての支城」と言う視点を述べている。

註2 一九九〇年に「季刊自然と文化」に「特集中世居館」が組まれている。

註3 山崎龍雄氏(一九九六年(福岡市早良区有田遺跡における戦国期曲輪状遺構の検討)『国分直一博士米寿記念論文集』)は、福岡市有田遺跡の調査の成果をもとに、小田部城周辺に堀に囲まれた方形区割りが増集することを明らかにし、これを平地における城郭の一形態と位置づけた。今回、紹介した宇佐平野の例も本文でも紹介したように堀に囲まれた大小方形区画が集中している。有田遺跡の例は、確認された方形区画に規模の差が見られず同規模である。この違いをどのように評価するか、今後の資料の増加を待つとしても、ともに在地勢力の基盤となっている点では同じといえる。

註4 中屋敷館に関しては、天正十一年五月八日付にて土師種専から萩原美作入道に宛てた書状に敷田至両切寄と城として取り扱っている。

これは軍事行動の中において、土塁・水堀で防備された館も城としての機能を持っている点や館を奇襲している例は多々ある。むしろ、宇佐市大字中敷田字右工門屋敷に残っている一辺八〇メートルの概ね方形の単面を幅七メートル堀と高さ二メートルの土塁が残る遺跡から館と判断した。

註5 水路を取り込んだ城郭として中津市犬丸城、中津市岩丸城(館)、宇佐市中敷田館等がある。

註6 長野城には本隊長野勢と長野氏支援のために大友配下の田原氏勢も入っているが、本隊と支援とは区別して考えるべきである。

註7 国親軍忠状 門司文書

註8 小山田文書 宇佐神宮史史料篇第十一

註9 萩藩閩録巻百六十三・長岡五兵衛 萩藩閩録第四巻

註10 宮尾城は稗畑山城、大野城や宮山城とも言われている。大分県史料八 宇佐到津文書才九五には次のように記している。

永祿十年豊後衆奈多 田原親宏至高田来繩郷在陣也

(中略)

同十一年

一 正月廿三日夜 又公建八如田川郡領地被行候 領内悉自社奉行入部候

一 浦邊鑑基 親宏 親賢 紀付 大神 至下毛郡在陣候

一 五月三日 長野筑後守江量忍入生害候 是八到津被官者仕候由候

又自毛利家 三岡等覚寺通路二宮尾城取候 爰筑後守八被打候へ共

同名兵部左京彼三岡を持 等覚寺をも同名三河持コタへ

(永祿十一年)

至豊州進上候 同五月廿日 自豊州宮尾せメ被落候中國衆五十餘被

打留候 其後ツイキノ郡別符宿陣候 又都郡大坂山ヲ杉因幡守西郷

兩人而取誘候 是又せメ被落 杉領も西郷毛向參候 又、各八至別符歸陣候 豊州之御勝利目出候二

一 九月三日至貫越打廻候 又、安藝衆去八月十六日ヨリ渡海仕候て

又宮尾取長野城 三岡取悉候 同三日酉時せメ候 同四日二小三岡

八落候 同五日大三岡落 同夜等覚寺落居候 長野兵部左京八被打

候 其外城内男女数千人生害候 敵モ多損候風聞候 三河守八豊州

へ參候 又至三岡當方七人ヨリ人数四十三人遣候 同親宏被官齊藤

刑部人二人 以上彼三人計陣著候 四十人死候

註11 一九八八 秋山伸隆「堀立家証文写について」

註12 文書史料の関連部分の抜粋を挙げておく。

天文三年 佐田朝景宅所を大友勢襲う

弘治三年 至山田宅所同要害諸勢被取懸候之処不能一戦 (佐

田文書 増補訂正編年大友史料二〇)

弘治三年 城井宅所取懸之由候之条 (佐田文書 熊本県史料中

世二)

弘治六年 前十八廣津治部大輔宅所山田安芸守取懸防戦之刻

(田原文書 増補訂正編年大友史料二〇)

永祿四年 到津方宅所江驚固等差遣 (到津文書 増補訂正編

年大友史料二一)

天正八年 昨日八日城井長野以下之悪党赤尾三河入道宅所江取

懸 村中令放火 於切奇雖詰寄候 (佐田文書 増補訂正編年

大友史料二五)

なお、有川宜博氏が宅所の存在について発言されていること

を付記しておく。

註13 貝原益軒編『黒田家譜』貞享四年

註14

「佐田文書」『増補訂正編年大友史料二五』

対葛西宗釜一通之趣 具令披見候 昨日八日 城井 長

野以下之悪党 赤尾三河入道宅所江取懸 村中令放火

於切寄雖詰寄候 以堅固之格護 敵数多仕付 分捕高名

之段 案中存候 鎮綱好之由候条 弥励順路之忠義候之様

入魂肝要候 殊野仲事無心元様申散候哉 不及是非候

遠聞無実所候条 替事候者 重々承 可得其意候 当郡

中之儀 於于今者 紹忍 鎮綱被申合 才覚可入砌候之間

別而懇忠之御心懸専一候 愚老事 先月已来爰元江滞在

候 節々不示給候 如何候之由相存候 但不可有軍暇之段

令校量候旨 猶重疊可申候 恐々謹言

九月九日 円齋 (朱印)

佐田弾正忠殿

関係に迫ることはしなかったが、城郭研究の一視点を明らかにすることは出来たと思う。

参考文献

一九八八 北九州市『北九州市史古代中世編』

一九九二 豊前市『豊前市史』

一九九八 中村修身「北部九州の中世山城」『日本考古学協会一九九八年度大会』

二〇〇〇 有川宜博「長野城の合戦」『長野城』北九州市教育委員会

二〇〇〇 有川宜博「その後の長野氏」『長野城』北九州市教育委員会

二〇〇一 中村修身「福岡県若宮盆地の中世城郭調査」『日本考古学二二』

二〇〇三 大分県教育委員会「大分の中世城館第三集」『大分県文化財調査報告書一六一』

二〇〇四 大分県教育委員会「大分の中世城館第四集」『大分県文化財調査報告書一七〇』

二〇〇五 中村修身「御城と城下町の発展」『鳥栖の中世VI』

二〇〇五 鶴嶋俊彦「当地行と新城・公儀」『熊本大学社会文化研究3』

二〇〇五 鶴嶋俊彦「戦国早良氏の八代支配と城郭形成」『ひとよし歴史研究第八号』

註15

「萩原文書」『増補訂正編年大友史料二六』

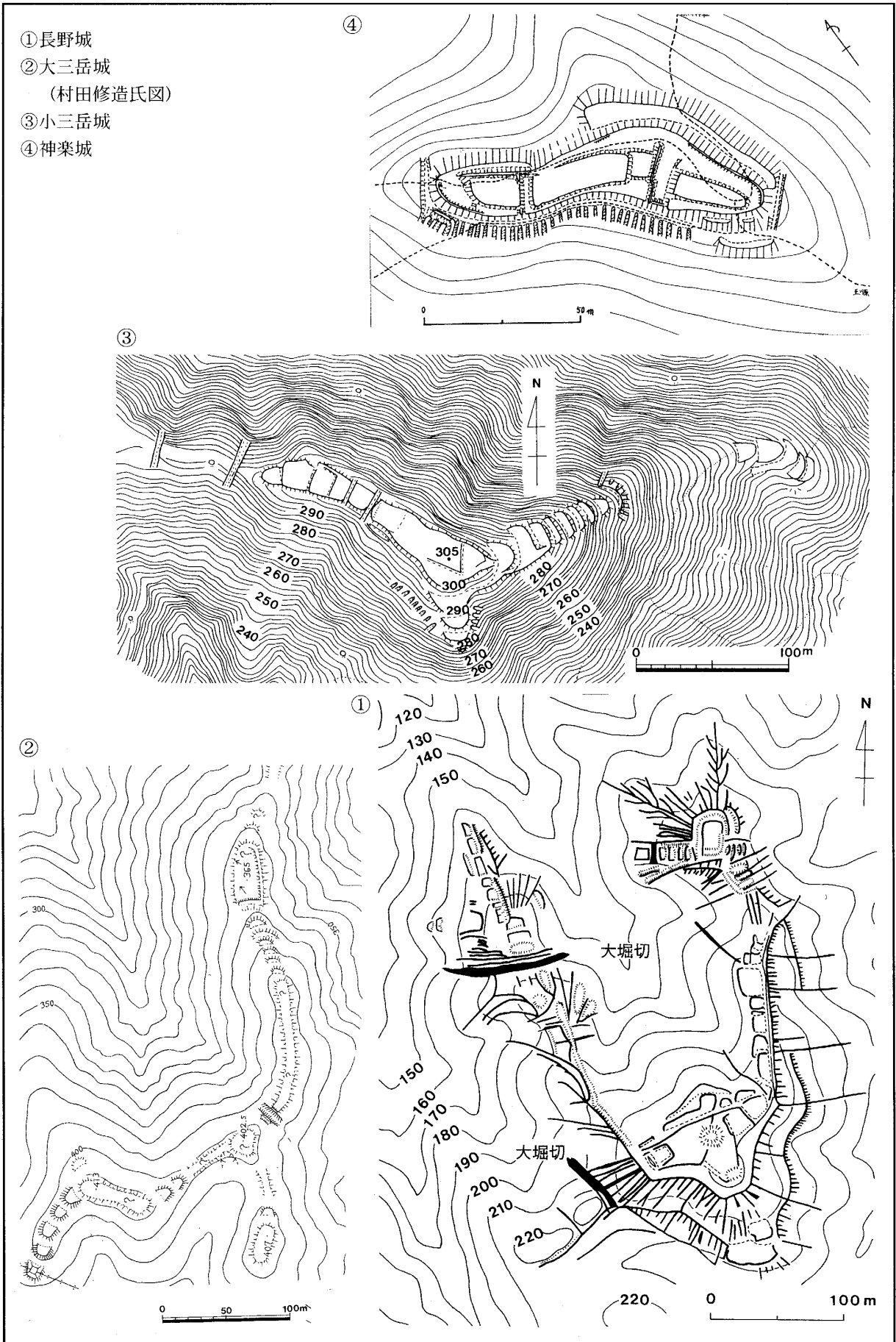
註16 開墾を手がけられた園田さんによると、現在は堀が見られない一辺も開墾時までは横堀が残っていた、と言う。

註17 二〇〇〇 藤木久志「村の城」の伝承『飢饉と戦争の研究』

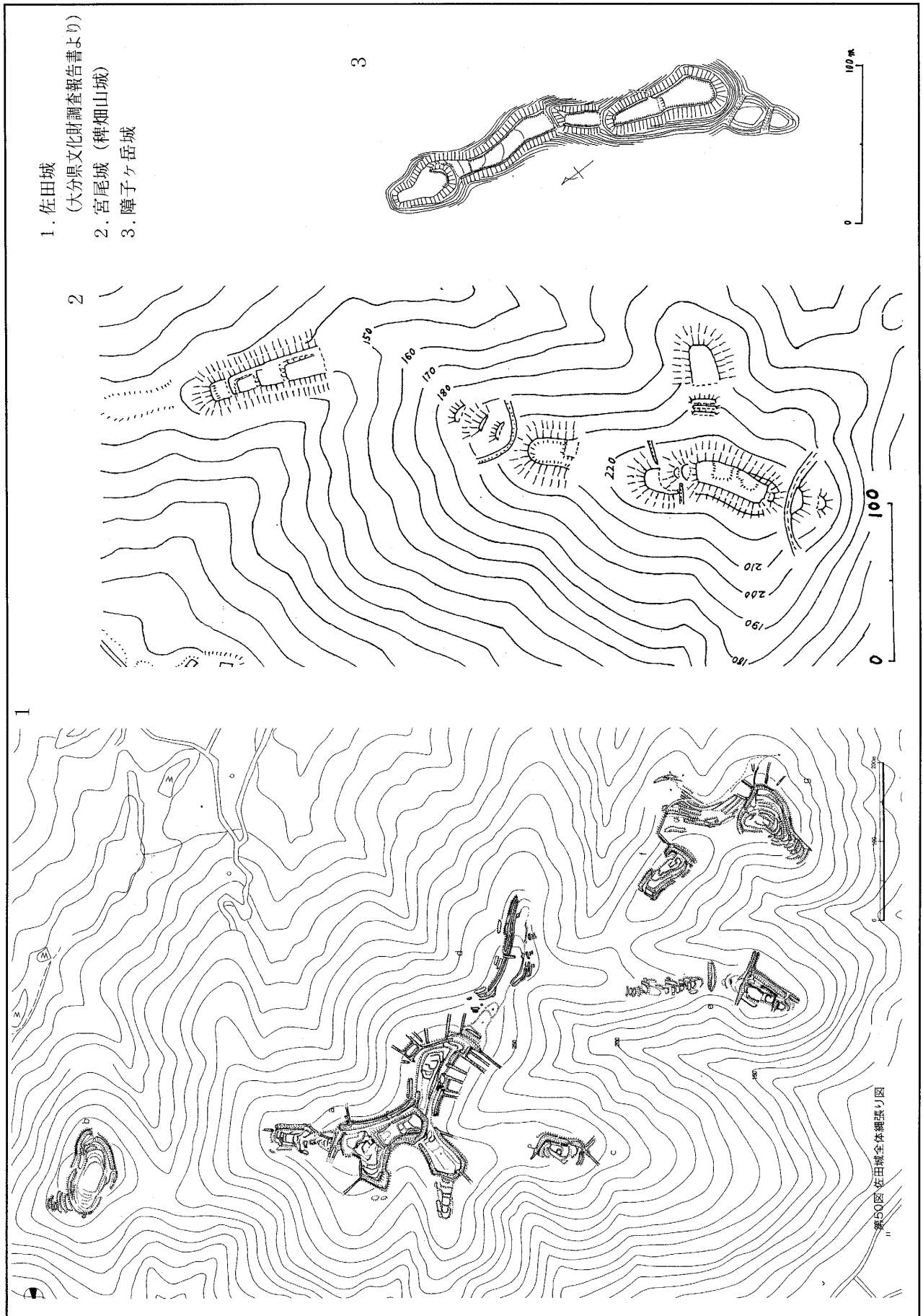
二〇〇四 藤木久志「戦国九州の村の城」『七隈史学』第五号

註18 福島克彦氏(二〇〇二)「戦国期畿内の城館と集落」『中世城郭研究論集』は、「自明ながら「村の城」論の本質は、領主の城か、村

の城かという二者択一的な問題ではなく、村の領主(土豪)と住民の間において、危機管理をめぐる一定の合意や共通認識を探ることにある」と評価する。本稿では、土地を生産の基盤とした在地勢力と生産の基盤を土地から切り離された勢力に焦点を当てたため、在地における村の領主と村人たちの関係が館を持つ村と持たない村の

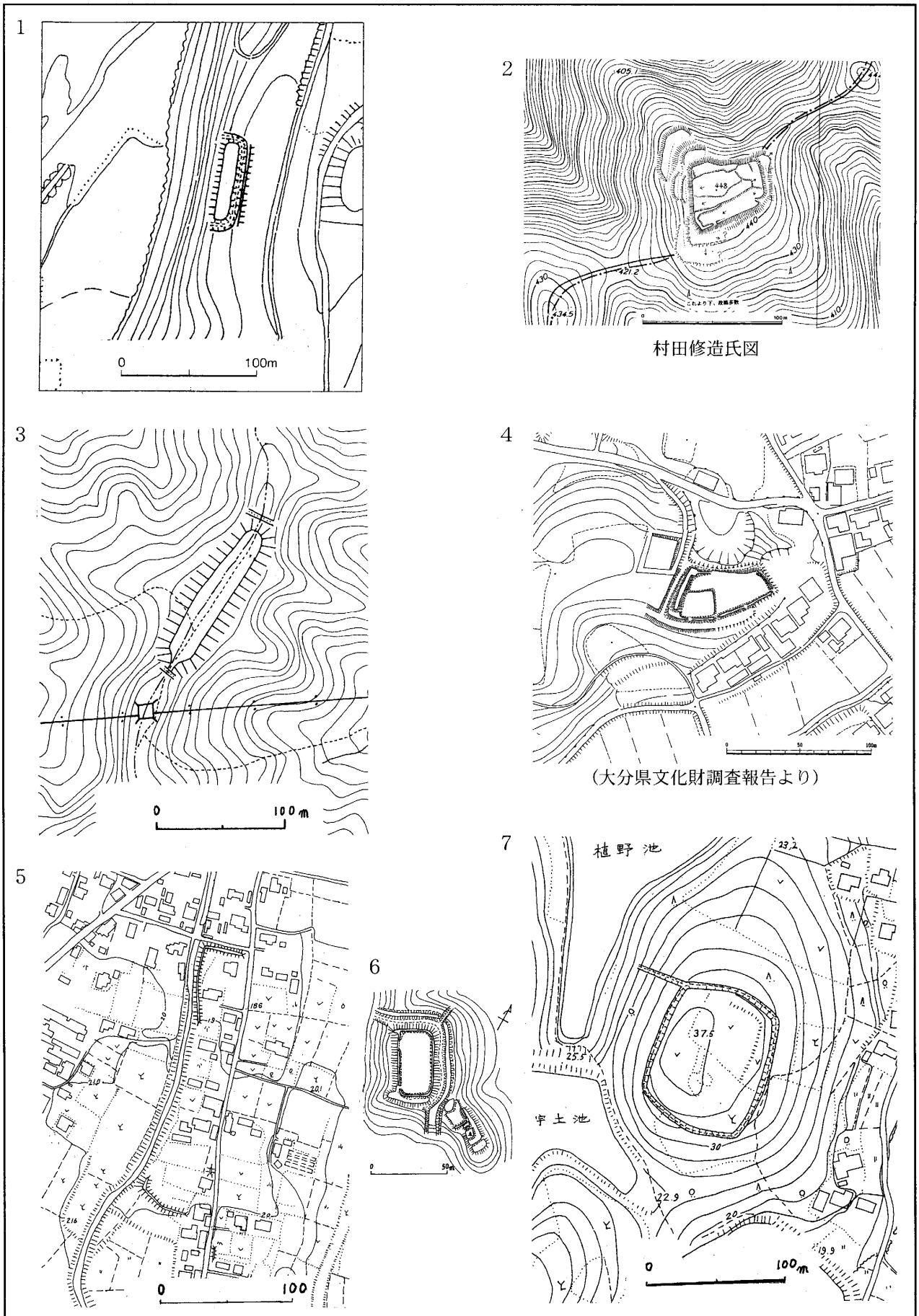


第3図

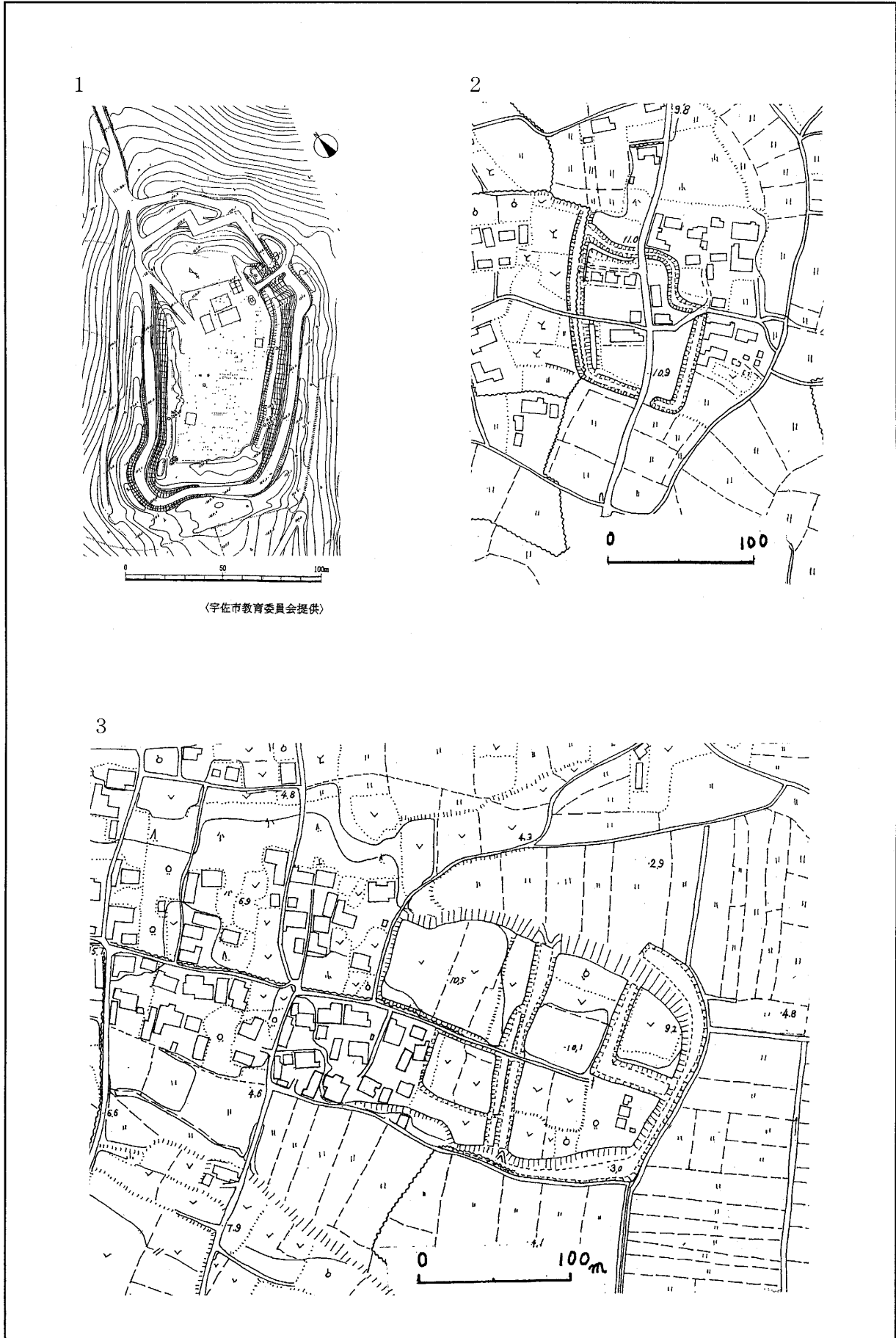


第4図

第50図 佐田城全体縮張り図



第5図 1. 赤旗城 2. 吉川城 3. 萱切城 4. 和気城 5. 広崎城 6. 西郷城 7. 丸尾城



第6図 1. 光岡城 2. 中敷田城 3. 宮熊城